

第2次新座市 地球温暖化対策地域推進計画（素案）

【平成25年度～平成32年度】

新座市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の推進期間	2
3 他の計画との関係	3
4 温室効果ガスの種類と削減目標	4
5 計画の推進主体	6
6 計画の進行管理	7
第2章 地球温暖化とその対策	9
1 地球温暖化問題	10
2 国際的な動向	13
3 我が国の動向	15
4 本市の地球温暖化に関する計画の策定状況	16
第3章 本市の現況	17
1 特性	18
2 人口	19
3 気候	20
第4章 温室効果ガス排出量の現状	23
1 本市における市民一人当たりの温室効果ガス排出量	24
2 本市における温室効果ガスの種類別排出量	25
3 本市における二酸化炭素の部門別排出量	26
4 国内及び埼玉県内の温室効果ガス排出量	28
5 一人当たりの温室効果ガス排出量	29
6 県内市町村の温室効果ガス排出量	30
第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	31
1 エコライフの推進	32
2 環境にやさしい交通手段の活用	36
3 エネルギー対策への取組	38
4 ごみの発生抑制・再使用・再資源化	43
5 重点的な取組	45
参考資料	47

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、市域から排出される温室効果ガスの量を削減することを目的として、平成20年3月に新座市地球温暖化対策地域推進計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、この計画に基づき、市民、事業者及び市の三者がそれぞれの立場で省エネルギーへの取組などの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてまいりました。

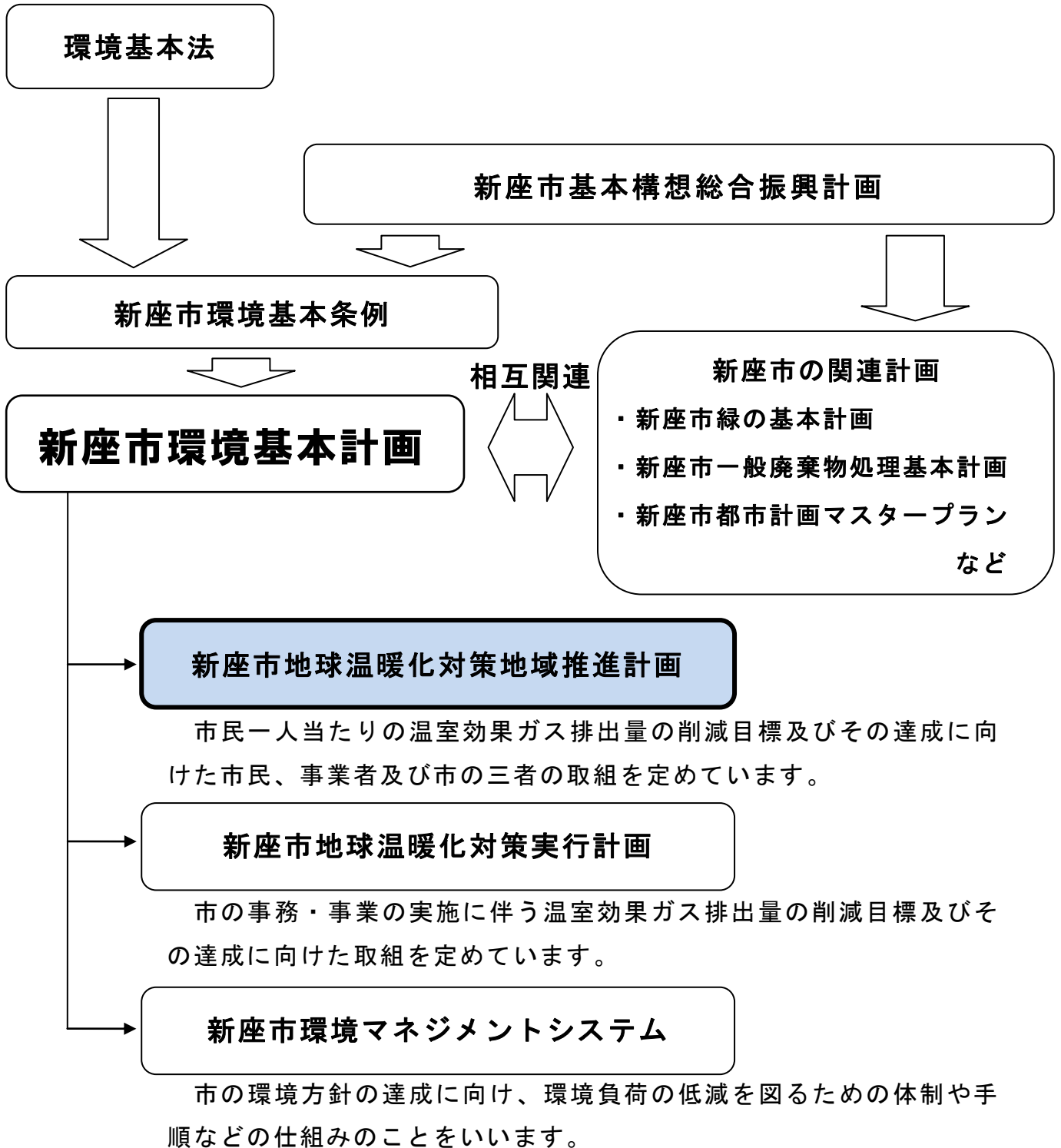
こうした中、この計画の推進期間が平成24年度をもって満了となることから、地球温暖化に関する取組の更なる充実に向け、この度「第2次新座市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するものです。

2 計画の推進期間

この計画では、平成25年度（2013年度）から平成32年度（2020年度）までの8年間の計画の推進期間とします。

3 他の計画との関係

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき策定するものであり、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を定めるものです。



4 温室効果ガスの種類と削減目標

この計画の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律及び京都議定書で対象としている、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）の6種類とします。

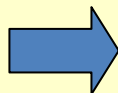
国が示した目標値を勘案した上で、将来の人口の変化等にも対応できるよう、平成2年度（1990年度）を基準年度とし、平成32年度（2020年度）における市民一人当たりの温室効果ガス排出量（市域から排出される全ての温室効果ガス排出量を本市の人口で割ったもの）を25%以上削減すること（※）を目標とします。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生を受けたエネルギー政策の見直し等に伴い、今後、国の削減目標が見直された場合は、これに合わせて見直します。

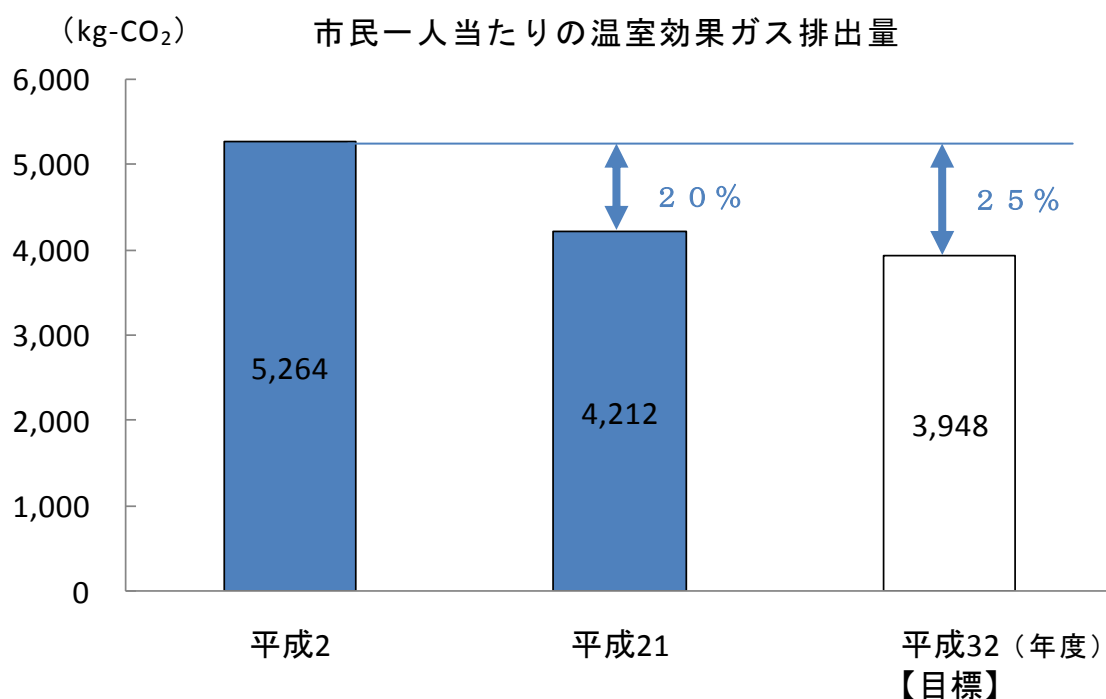
<目 標>

市民一人当たりの温室効果ガス排出量を25%以上削減する。

平成2年度（1990年度）



平成32年度（2020年度）



第1次計画で定めた目標「平成24年度（2012年度）の市民一人当たりの温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）と比べて6%以上削減する。」は、現在のところ達成できる見込みとなっています。

なお、第1次計画では、目標の達成状況等を評価するために、独自の手法で温室効果ガス排出量を推計していましたが、本計画では、埼玉県が県内全市町村について同県と同一の算定方法を使用することを原則として推計したものを利用します（47ページ以降参照）。

5 計画の推進主体

地球温暖化問題は、全ての人の日常生活や事業活動と深く結び付いており、市民、事業者及び市がそれぞれの立場でできることに積極的に取り組む必要があります。

このため、計画の推進主体を市民、事業者及び市の三者と定め、市民及び事業者の自発的及び主体的な行動を促すとともに、三者による協働を進めていきます。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活と温室効果ガスの排出との間に深い関わりがあることを認識し、家庭、学校、地域などの身近な場で日常生活でできる省資源・省エネルギーの行動を進めるなど、低炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、物の製造、輸送、販売等の過程における環境への負荷を低減し、事業そのものを環境配慮型へと移行させていきます。

(3) 市の役割

市は、地球温暖化防止に関する総合的かつ計画的な施策を推進し、その取組状況の進行管理を行います。

また、市民や事業者と地球温暖化の防止に関する情報を共有するとともに、地域の一事業者として率先して節電などの地球温暖化対策に取り組みます。

6 計画の進行管理

計画の実行性を高めるため、以下のとおり、「PDCAサイクル」を活用した進行管理を行っていきます。PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(点検・評価)及びACTION(見直し)を繰り返し行うことで、計画をより良いものとしていきます。

●PDCAサイクルを活用した進行管理

【PLAN（計画）】

社会情勢の変化等に合わせて、適宜、計画の内容や目標の見直しを行う。



【DO（実施）】

市民、事業者及び市の三者がそれぞれの立場で各種の取組を展開するとともに、三者による協働を進める。



【CHECK（点検・評価）】

温室効果ガスの排出量などの把握・評価を行い、環境基本計画の年次報告書を用いてこれを公表する。

市民や事業者、環境審議会及び庁内総合環境政策推進会議から提言を受ける。



【ACTION（見直し）】

市民や事業者、環境審議会及び庁内総合環境政策推進会議からの提言に基づき、計画の内容や目標の見直しを行う。

第2章 地球温暖化とその対策

1 地球温暖化問題

(1) 地球温暖化とは

地球の表面は、窒素、酸素等の大気に覆われており、この大気が太陽光によって暖められ、熱エネルギー（赤外線）が宇宙に出ていくことによって冷やされています。

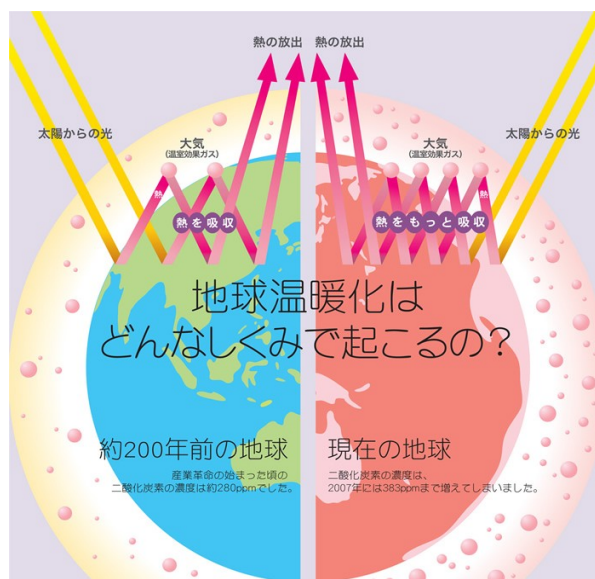
現在、地球の平均気温は私たちの暮らしやすい約14℃に保たれていますが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスがなければ、マイナス19℃程度に低下してしまいます。これは、温室効果ガスには太陽により暖められた地面の熱が、地表から宇宙へ放出されるのを防ぐ役割があるためです。

産業革命以降、化石燃料の使用量が飛躍的に増加したことによって、私たちは大量の二酸化炭素等の温室効果ガスを排出するようになりました。

その結果、大気の保温機能が高まり、地球の平均気温の上昇をもたらしました。この現象を地球温暖化といいます。

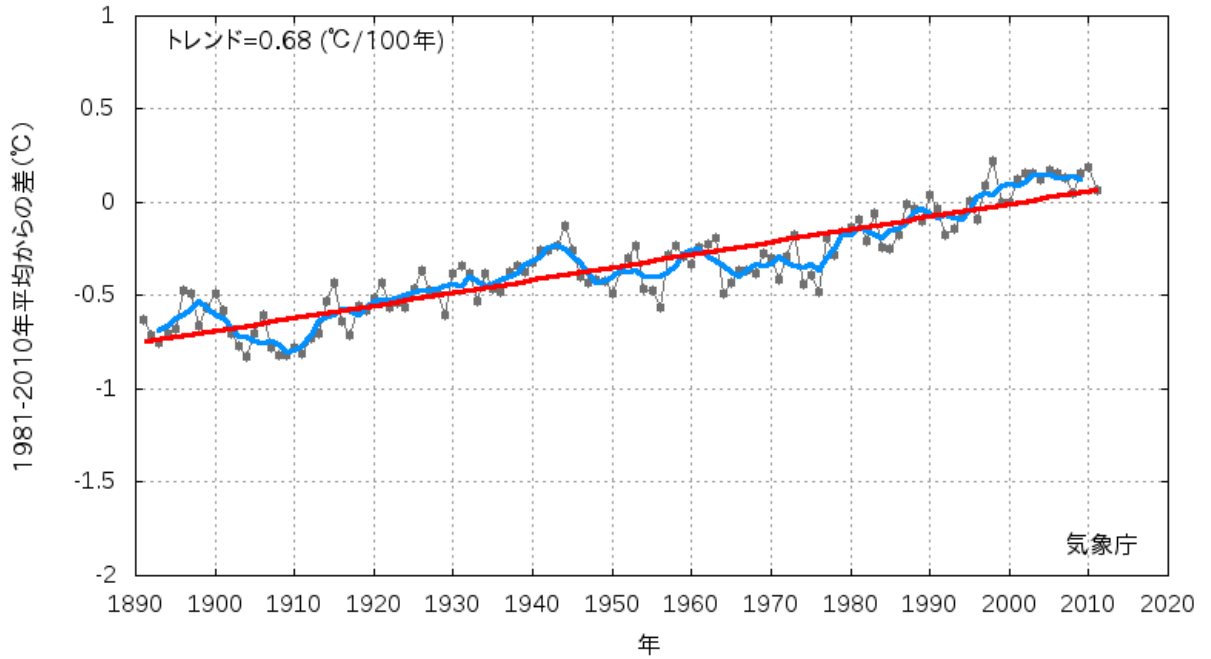
平成19年（2007年）に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書」によると、過去100年間（1906年～2005年）で世界の平均気温は約0.74℃上昇しています。これは、平成13年（2001年）に発表されたIPCC第3次評価報告書で示されていた100年間（1901年～2000年）の約0.6℃の上昇傾向よりも大きくなっています。

また、気象庁によると、日本の平均気温は、100年当たり約1.15℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

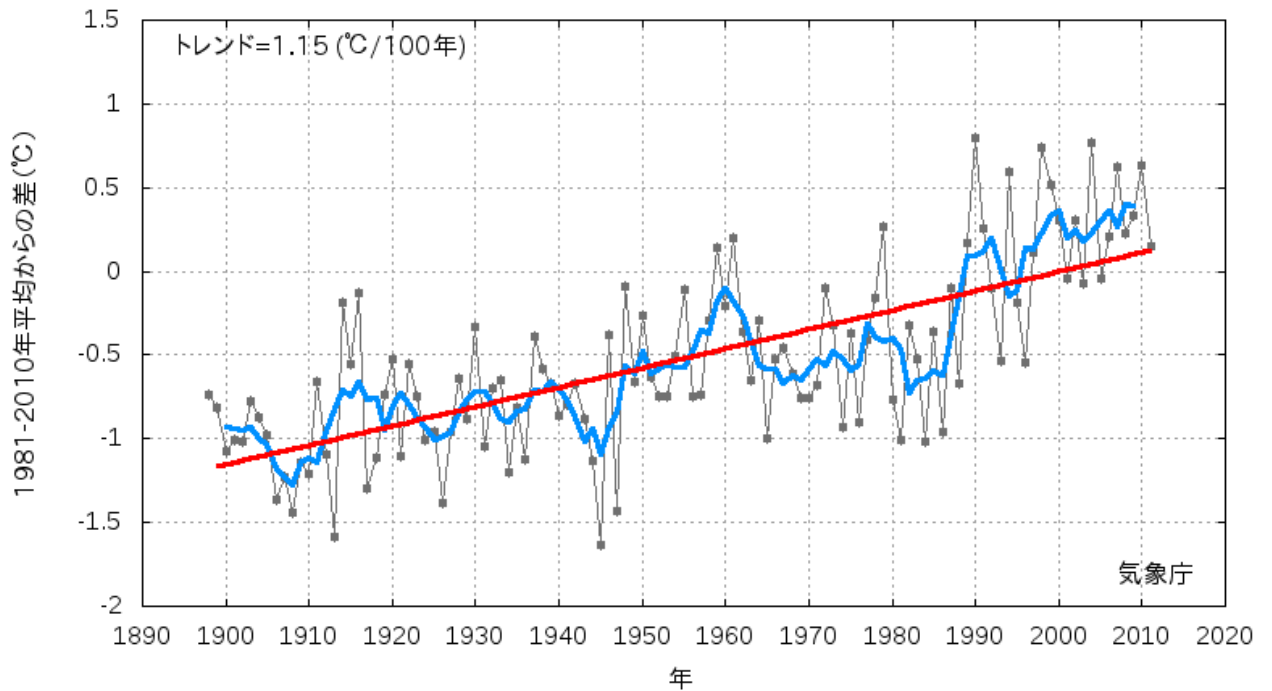


資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

世界の年平均気温偏差



日本の年平均気温偏差



資料：2011年(平成23年)の世界と日本の年平均気温について(確定)
(気象庁、平成24年2月1日)

注) 細線は各年の平均気温の基準値からの偏差、太線は偏差の5年移動平均、
直線は長期的な変化傾向(トレンド)を示す。基準値は、1981年～
2010年の30年平均値です。

(2) 地球温暖化がもたらす影響

世界各地において、地球温暖化の影響が現れていることが指摘されています。具体例としては、最も気温上昇の大きい北極圏では海氷の縮小や永久凍土の融解が進み、生物は温度の変化に敏感に反応して、北半球では北極の方向へ、山地では標高の高い方へと移動を始めています。

21世紀に入ってから、熱波や台風、洪水・干ばつなどの激化によって、人間生活や農業に大きな影響が出ています。一つ一つの自然災害と温暖化との関係の有無は確定できないものの、災害の発生頻度と被害は増加しています。

日本においては、河川・湖沼等の水温の上昇及び水質の変化、高山植物群落の減少、熱中症患者の増加等の影響が出ています。

【日本における気温上昇に応じた影響】

気温上昇	予測される影響	地域
4.0℃	<ul style="list-style-type: none"> ・真夏日日数が平均で41日増加 ・コメ収量が平均で5%減少 ・洪水はん濫面積が800km²増加、被害コストは1年あたり8.3兆円 ・高潮浸水人口及び浸水面積が、1年あたりそれぞれ44万人、207km²増加、被害コストは1年あたり7.4兆円 ・砂浜の47%が喪失 ・ブナ林の適域が68%減少 ・マツ枯れ危険域ではなかった地域の51%が新たに危険域に変化 ・熱ストレスによる死亡リスクが平均で3.7倍に増加 	全国 全国 全国 西日本 全国 全国 全国 全国
3.0℃	<ul style="list-style-type: none"> ・リンゴ栽培不適地に変化 ・サクラの開花時期が平均で2週間早まる ・真夏日日数が平均で18日増加 	東北中部の平野や 関東以南 全国 全国
2.0℃	<ul style="list-style-type: none"> ・コメ収量が平均で3%増加 ・洪水はん濫面積が700km²増加、被害コストは1年あたり4.9兆円 ・高潮浸水人口及び浸水面積が、1年あたりそれぞれ21万人、102km²増加、被害コストは1年あたり3.5兆円 ・砂浜の23%が喪失 ・熱ストレスによる死亡リスクが平均で2.2倍に増加 	全国 全国 西日本 全国 全国
1.0℃	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナ林の適域が23%減少 ・マツ枯れ危険域ではなかった地域の16%が新たに危険域に変化 	全国 全国

*1981～2000年からの気温上昇に応じて予測される影響を整理。

資料：温暖化の観測・予測及び影響評価レポート「日本の気候変動とその影響」
 (文部科学省、気象庁、環境省、平成21年9月)

2 国際的な動向

世界各国における地球温暖化対策の取組は、平成4年（1992年）にブラジル連邦共和国のリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）において「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）」が採択されたことを契機に本格化し始めました。

平成9年（1997年）12月に京都府京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）において、先進国における温室効果ガスの排出削減目標等を定めた「京都議定書」が採択され、平成17年（2005年）に発効されました。この議定書に批准した先進国は、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第一約束期間中に平成2年（1990年）比で少なくとも5%の温室効果ガス排出量の削減が義務付けられました。

近年では、平成24年（2012年）にカタール国のドーハで開催された気候変動枠組条約第18回締結国会議（COP18）において、平成24年（2012年）末に終了する京都議定書の第一約束期間を引き継ぎ、第二約束期間（我が国は不参加）を平成32年（2020年）までとすることや、平成32年（2020年）以降の全ての国が参加する新しい国際枠組みの構築に向けた道筋が決定されました。

京都議定書の要点

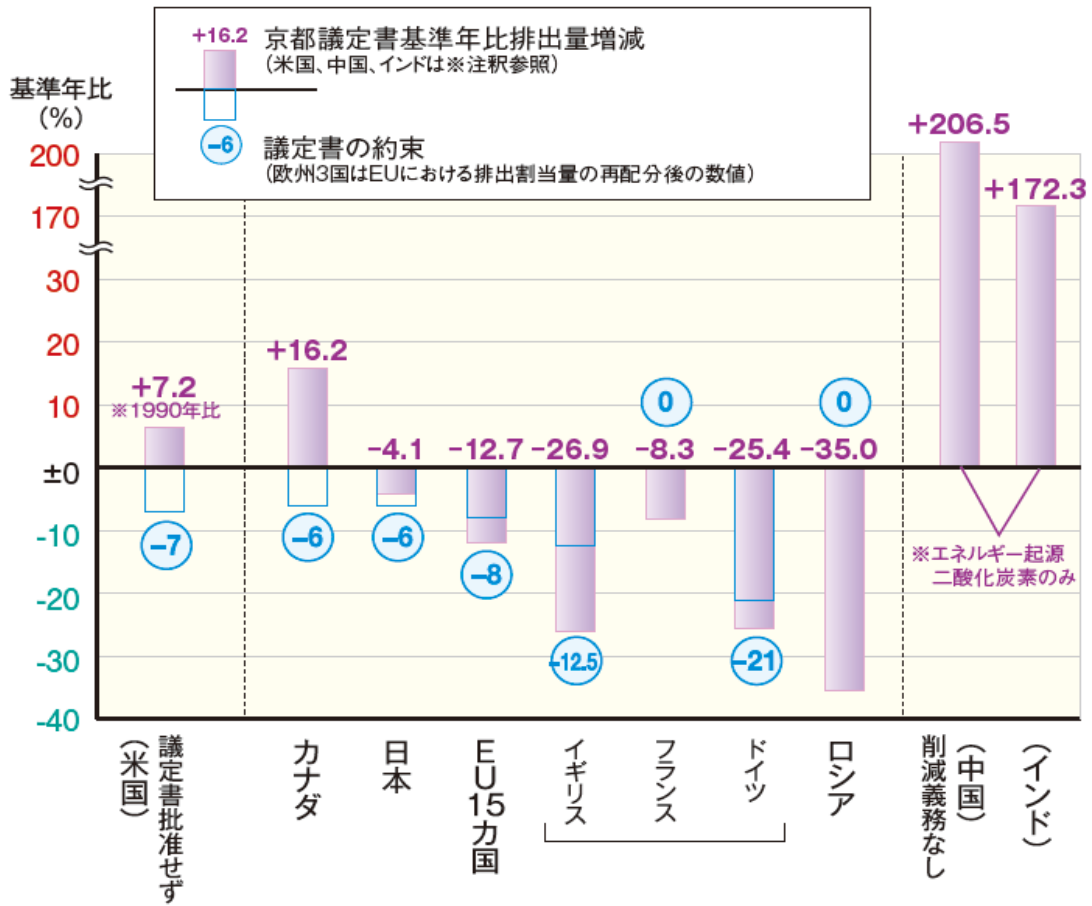
○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国毎に設定

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF ₆)の合計6種類
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ は1995年としてもよい)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	各国の目標→日本△6%、米国△7%、EU△8%等 先進国全体で少なくとも5%削減を目指す

○国際的に協調して約束を達成するための仕組み（京都メカニズム）を導入

排出量取引 ：先進国間での排出枠(割当排出量)をやり取り
共同実施 ：先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取り 例) 日本・ロシアが協力してロシア国内の古い石炭火力発電所を最新の天然ガス火力発電所に建て替える事業
クリーン開発メカニズム ：先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得 例) 日本・中国が協力して中国内の荒廃地に植林を行う事業

京都議定書における各国の約束値と温室効果ガス排出状況（2009年）



資料：STOP THE 温暖化 2012（環境省地球環境局）

3 我が国の動向

我が国は、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの間で基準年である平成2年（1990年）と比較し、温室効果ガスの排出量を6%以上削減するという京都議定書の目標の達成に向けて、平成17年（2005年）4月に京都議定書目標達成計画を制定し、地球温暖化対策を推進してきました。

平成20年（2008年）6月、我が国は平成62年（2050年）までの温室効果ガス排出量を現状から60%～80%削減する考えを明確にしました。その後の平成20年（2008年）7月には、長期目標の実現のための具体的な施策が盛り込まれた「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されました。

この行動計画では、我が国の長期目標を改めて明確化するとともに、革新的技術開発と既存先進技術の普及、国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方や国民の取組の支援に係る具体的な施策が提示されました。

また、平成21年（2009年）9月にアメリカ合衆国のニューヨークで開かれた国連気候変動サミットでは、我が国は京都議定書に続く新たな地球温暖化対策の国際枠組みの構築を前提として、平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）と比較し、温室効果ガスの排出量を25%削減するという中期目標を表明しました。

低炭素社会づくり行動計画(2008.7.29閣議決定)

主な内容

- ①削減数値目標
2050年までに温室効果ガスを現状比60%～80%削減
- ②排出量取引制度
H20秋から自主参加型の制度を試行実施
- ③税制のグリーン化
H20秋、環境税を含め、税制全般を横断的に見直し
- ④再生可能エネルギー導入支援
太陽光発電導入支援策や新料金体系を検討
太陽光発電導入量を2020年までに現状の10倍、2030年までには40倍へ
※住宅用太陽光発電システムの価格を3～5年以内に半額程度まで低減(総合資源エネルギー調査会緊急提言)
- ⑤国民・県民運動
1人1日1kg CO₂削減運動

資料：ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県温暖化対策課）

4 本市の地球温暖化に関する計画の策定状況

本市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、エネルギーの有効利用などの取組を定めた新座市地球温暖化対策実行計画を平成17年（2005年）11月に（平成23年3月に第2次計画を策定）、また、市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、市民、事業者及び市の三者それぞれの取組を定めた新座市地球温暖化対策地域推進計画を平成20年（2008年）3月に策定しました。

さらに、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱について定めた第2次環境基本計画を平成23年（2011年）3月に策定したところであり、地球温暖化の防止については、この計画の主要な施策として位置付けています。

第3章 本市の現況

1 特性

新座市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から25km圏内に位置し、総面積約22.8km²を有しています。市域の多くが野火止台地と呼ばれる平坦部にありますが、柳瀬川や黒目川周辺の低地部分が市の北部と南部に細長く分布し、起伏に富んだ地形を形成しています。

昭和40年代に首都近郊のベッドタウンとして急速に人口が増加し、主に市の北部と南部を通る東武東上線と西武池袋線の駅周辺部を中心として市街化が進みました。しかしながら、いまだ市中央部には多くの緑が残されており、これらの豊かな自然環境が市の最大の魅力となり、特徴的な景観をつくり出しています。

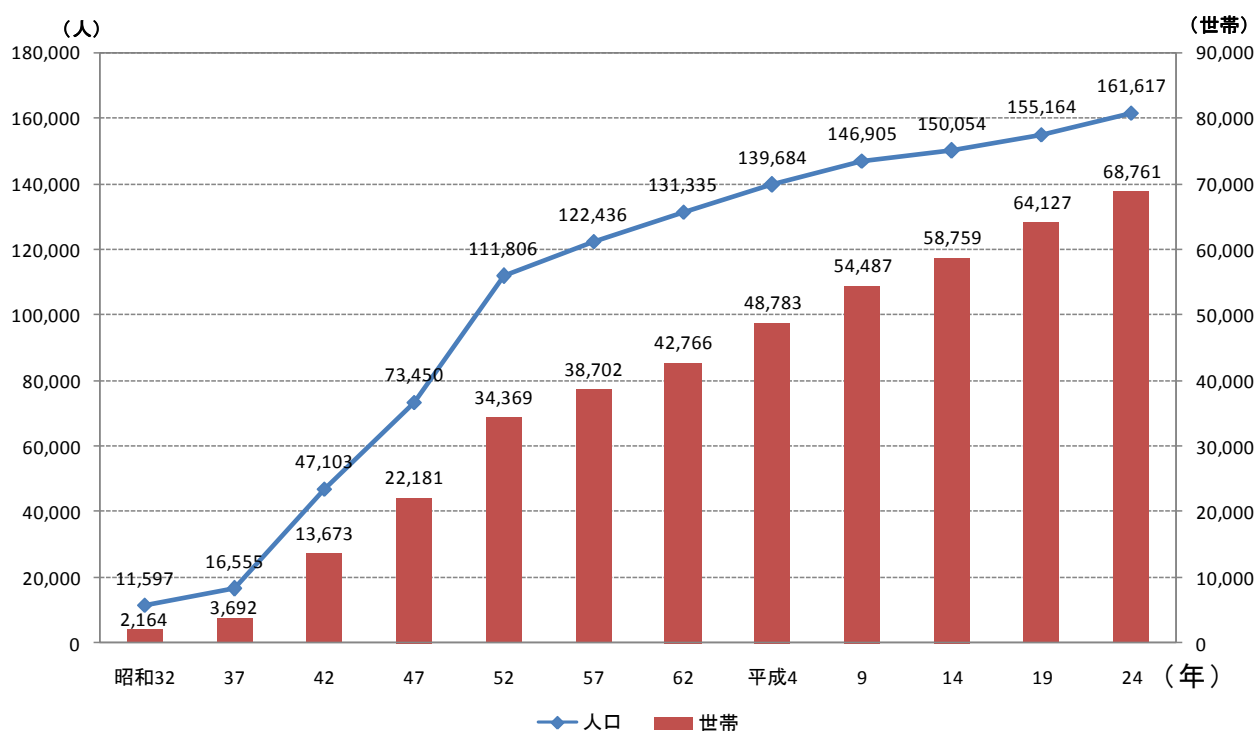


2 人口

昭和初期から戦後間もなくまでは、大和田地区や野火止地区などの旧川越街道（県道新座和光線）沿いや志木街道（県道さいたま東村山線）沿いにまとまった集落が見られたほかは、片山地区一帯に集落が点在している程度でした。しかし、昭和35年（1960年）以降は、高度経済成長と相まって著しく人口が増加しました。昭和45年（1970年）11月の市制施行後も人口は増加し続け、昭和49年（1974年）には10万人を突破しました。昭和50年（1975年）以降には人口の増加は緩やかになり、平成24年（2012年）10月1日現在では161,617人となっています。

第4次新座市基本構想総合振興計画において、本市の将来人口は、平成27年（2015年）には164,000人、平成32年（2020年）には165,000人になると推計しています。

人口・世帯数の推移



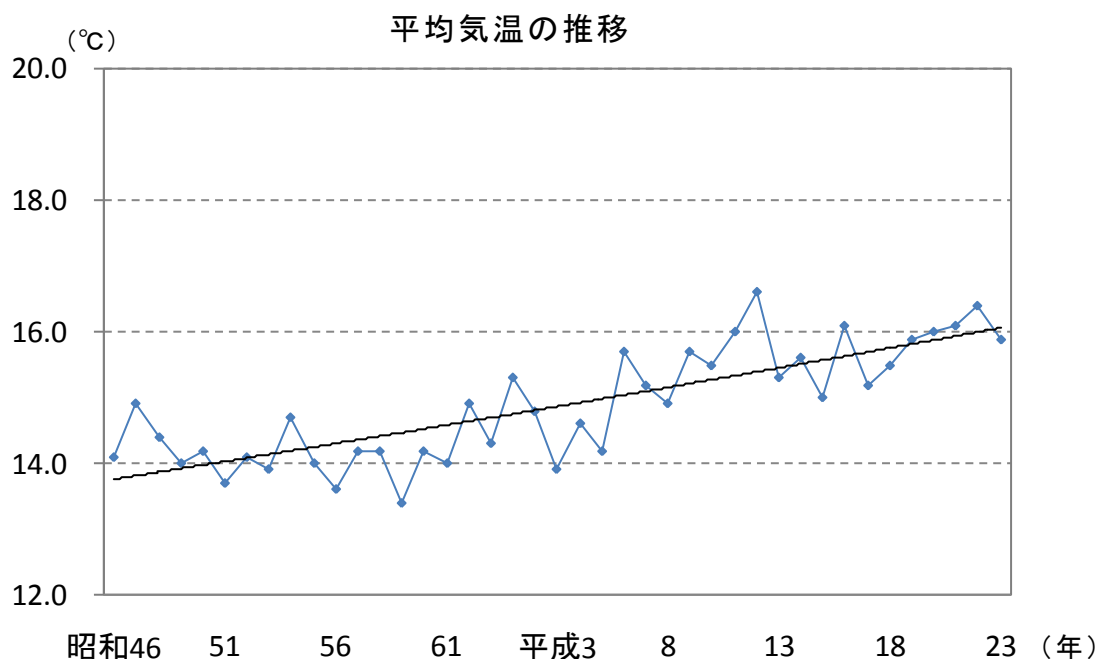
資料：統計にいざ（新座市）

注） 住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値（各年10月1日現在）

3 気候

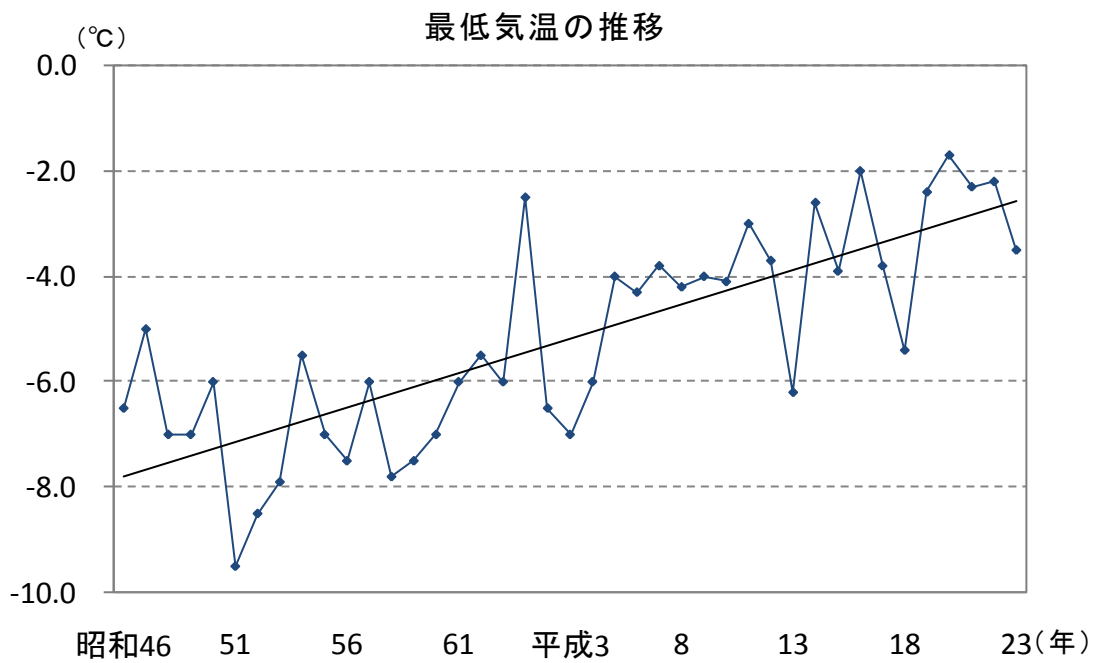
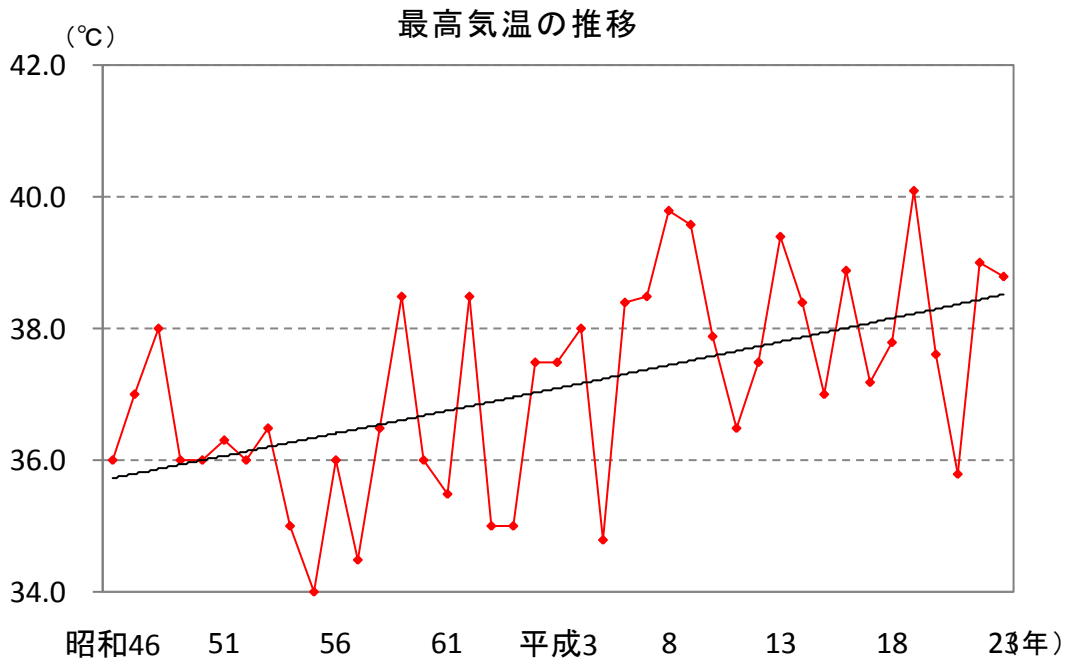
本市は、太平洋側気候の地域にあり、夏は南東からの季節風の影響を受けるため、高温で降雨量が多く、冬は北西からの季節風の影響を受け、山越しに冷たく乾いた風が吹くため、空気が乾燥し、晴天の日が多いという特徴があります。

平均気温は、昭和46年（1971年）から平成23年（2011年）までの40年間で約2℃上昇しており、日本平均の上昇ペースを上回っています。また、最高気温及び最低気温は、更に上昇率が大きく、同一期間で最高気温は約3℃、最低気温は約5℃上昇しています。本市においては、地球温暖化とともに、ヒートアイランド現象がもたらす気温上昇が加わっていることが考えられ、特に夜間から明け方にかけては、大気が安定して地表付近に熱がたまるため、ヒートアイランド現象の影響を受けやすく、最低気温が大きく上昇していると考えられます。ヒートアイランド現象は、人工排熱の増加、地表面被覆の人工化、都市形態の高密度化などが主な原因となっています。



資料：統計にいざ（新座市）

注） 埼玉県南西部消防本部朝霞消防署（埼玉県朝霞市）の屋上で測定したもの。点は各年の値、直線は長期変化傾向を示す。



資料：統計にいざ（新座市）

注） 埼玉県南西部消防本部朝霞消防署（埼玉県朝霞市）の屋上で測定したもの。点は各年の値、直線は長期変化傾向を示す。

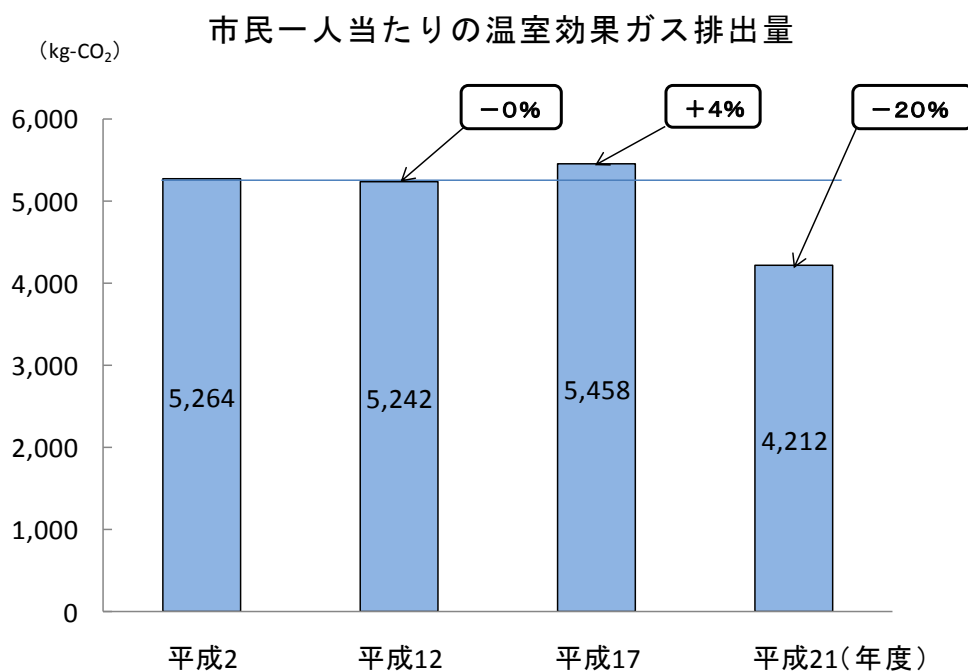
第4章 温室効果ガス排出量の現状

1 本市における市民一人当たりの温室効果ガス排出量

市民一人当たりの温室効果ガス排出量（市域から排出される全ての温室効果ガス排出量を本市の人口で割ったもの）は、平成2年度（1990年度）から平成17年度（2005年度）までの間に大きな変動はありませんでしたが、平成21年度（2009年度）には大幅に減少しており、第1次計画で定めた目標である「平成24年度（2012年度）の市民一人当たりの温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）と比べて6%以上削減する。」は、現在のところ達成できる見込みとなっています。

これは、平成2年度（1990年度）以降、民生部門と運輸部門における二酸化炭素排出量は増加傾向にありましたが、産業部門における二酸化炭素排出量の減少がこれを上回ったことによるものです（26ページ参照）。

年度	平成2 (1990)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成21 (2009)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量 (単位：kg-CO ₂)	5,264	5,242	5,458	4,212
本市における温室効果ガス排出量 (単位：千t-CO ₂)	722.8	784.2	835.8	668.7
人口(単位：人。各年10月1日現在)	137,317	149,592	153,135	158,761



資料：1 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）
2 統計にいざ（新座市）

2 本市における温室効果ガスの種類別排出量

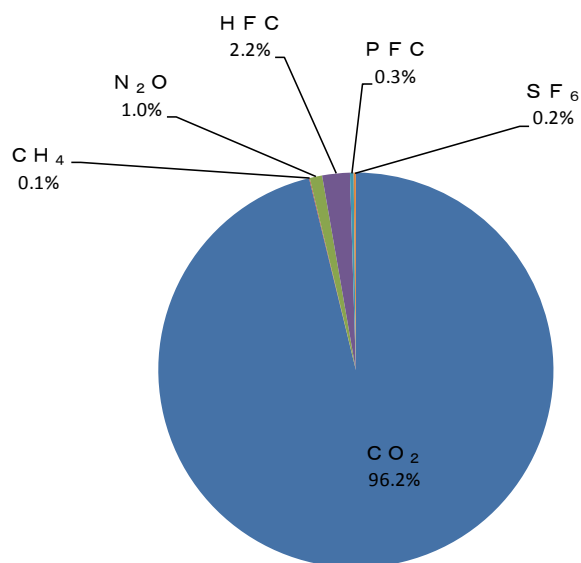
地球温暖化対策の推進に関する法律及び京都議定書で対象としている温室効果ガスは、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）の6種類ですが、平成21年度（2009年度）に市域から排出された温室効果ガスの量のうち二酸化炭素（ CO_2 ）は全体の96%であり、その他の温室効果ガスと比べて非常に大きな割合を占めています。

単位：千t- CO_2

年度	平成 2 (1990)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 21 (2009)
二酸化炭素（ CO_2 ）	712.4	752.2	807.2	643.2
メタン（ CH_4 ）	1.4	0.6	0.5	0.4
一酸化二窒素（ N_2O ）	9.0	8.3	6.9	6.8
ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）	-	6.8	9.4	15.1
パーフルオロカーボン（ PFC ）	-	9.3	7.1	2.0
六フッ化硫黄（ SF_6 ）	-	7.0	4.6	1.2
合計	722.8	784.2	835.8	668.7

資料：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）

温室効果ガスの種類別排出量の割合
(平成21年度)



資料：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）

3 本市における二酸化炭素の部門別排出量

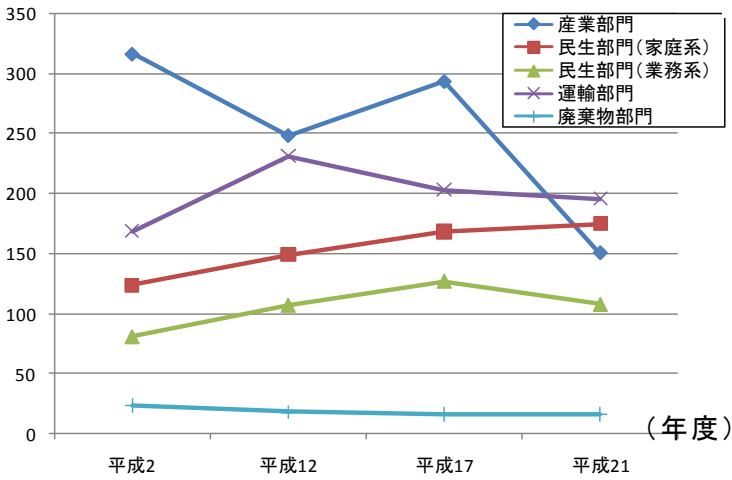
市域から排出される温室効果ガス排出量の大半を占める二酸化炭素について、平成2年度（1990年度）と平成21年度（2009年度）を比較すると、民生部門（家庭系）が増加傾向にある一方、産業部門が大きく減少していることが分かります。

単位：千t-CO₂

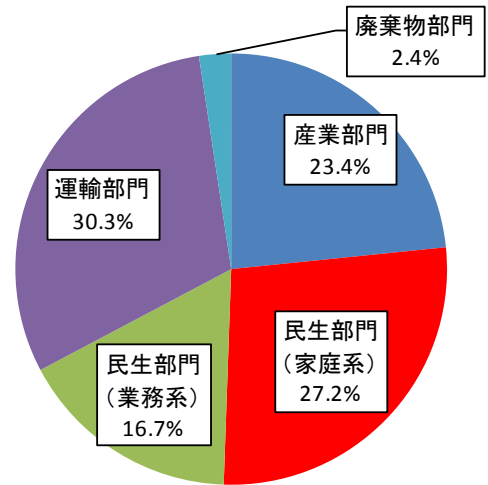
部門	平成2 (1990)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成21 (2009)
産業部門	316.7	248.5	293.8	150.4
農林業	1.4	1.4	1.5	1.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	13.6	14.2	14.5	17.4
製造業	301.7	232.9	277.7	132.0
民生部門	203.9	255.6	295.0	282.2
家庭系	123.5	148.9	168.2	174.7
業務系	80.4	106.7	126.8	107.4
運輸部門	168.8	230.8	203.2	195.2
自動車	164.6	226.4	197.7	189.4
鉄道	4.2	4.4	5.4	5.8
廃棄物部門	23.1	17.3	15.3	15.4
一般廃棄物	9.6	9.6	11.0	9.7
産業廃棄物	13.5	7.7	4.3	5.8
工業プロセス	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	712.4	752.2	807.2	643.2

資料：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）

(千t-CO₂) 二酸化炭素の部門別排出量の推移



二酸化炭素の部門別排出量の割合
(平成21年度)



資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）

・産業部門

製造業（工場）、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴い排出されるものである。

・民生部門

<家庭系>

家庭におけるエネルギー消費に伴い排出されるものである。

自家用自動車からの排出は、運輸部門で計上している。

<業務系>

事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの最終エネルギー消費部門にも帰属しないエネルギー消費に伴い排出されるものである。

・運輸部門

自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴い排出されるものである。

自動車は、自家用のものも含む。

・廃棄物部門

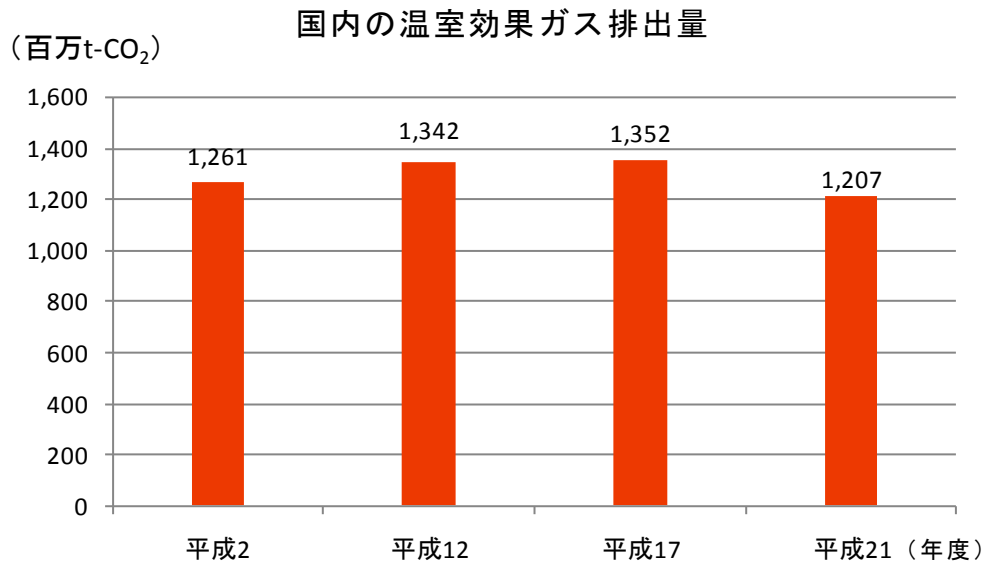
廃棄物焼却場における化石燃料由来のプラスチック、廃油の焼却等に伴い排出されるものである。

・工業プロセス部門

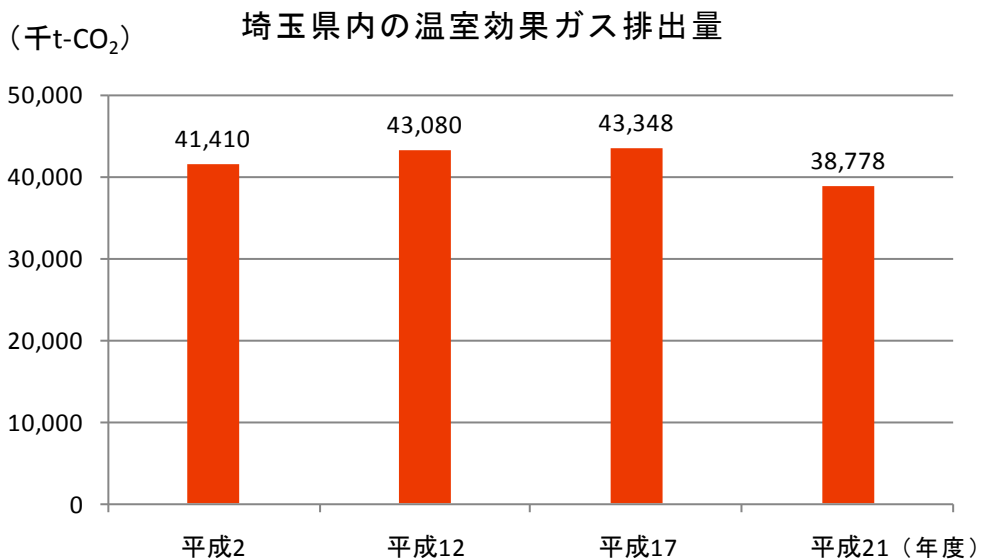
セメント製造工程における石灰石の焼成による排出等、工業材料の化学変化に伴い排出されるものである。

4 国内及び埼玉県内の温室効果ガス排出量

平成21年度（2009年度）における温室効果ガス排出量は、京都議定書で基準としている平成2年度（1990年度）と比べて、国全体では4.3%、埼玉県では6.4%減少しています。



資料：日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2010年度）確定値（独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温室効果ガスインベントリオフィス（G I O）、平成24年4月）

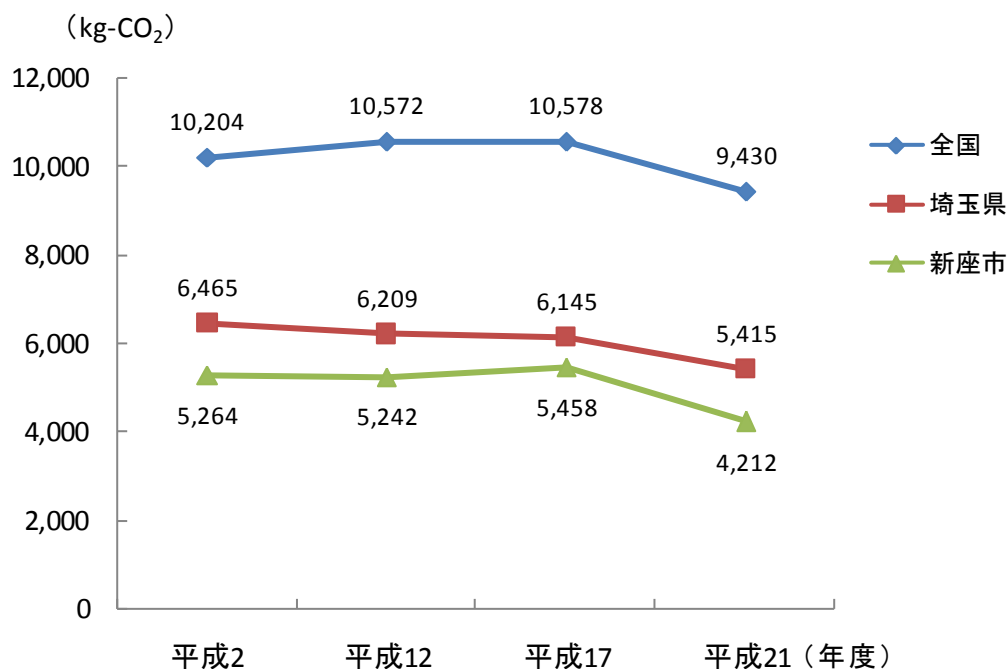


資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）

5 一人当たりの温室効果ガス排出量

本市における市民一人当たりの温室効果ガス排出量は、全国平均の半分程度で推移しており、埼玉県の平均と比べても少ない状況にあります。

一人当たりの温室効果ガス排出量

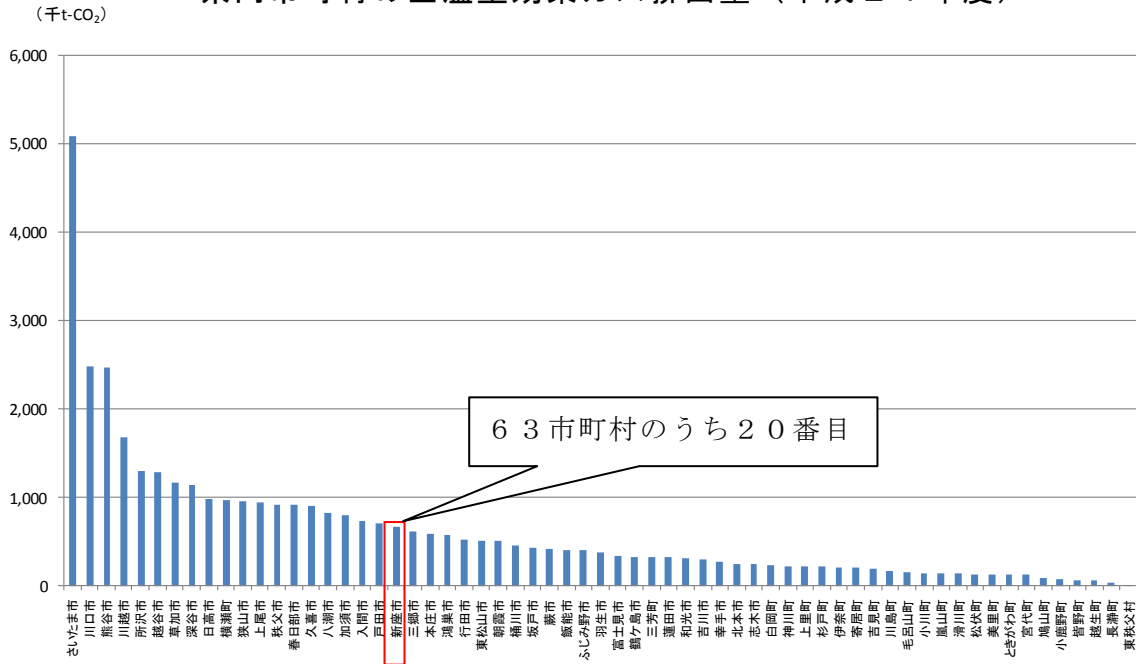


- 資料：1 日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2010年度）確定値（独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温室効果ガスインベントリオフィス（GIO）、平成24年4月）
2 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）
3 人口推計（総務省統計局）
4 統計にいざ（新座市）

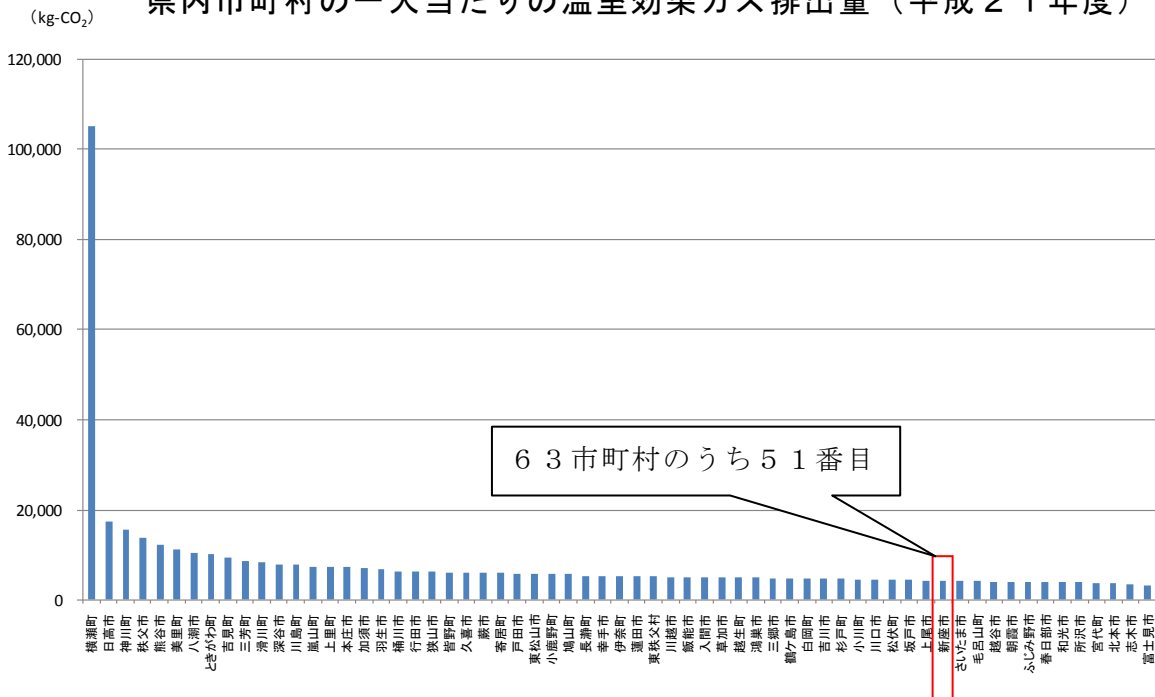
6 県内市町村の温室効果ガス排出量

平成21年度（2009年度）における埼玉県内63市町村の温室効果ガス排出量を比較すると、全温室効果ガス排出量については、本市は県内で20番目となり、一人当たりの温室効果ガス排出量については、本市は県内で51番目となります。

県内市町村の全温室効果ガス排出量（平成21年度）



県内市町村の一人当たりの温室効果ガス排出量（平成21年度）



- 資料：1 埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）
 2 埼玉県推計人口（埼玉県総務部統計課）

第5章 温室効果ガス排出量の削減 に向けた取組

1 エコライフの推進

地元で採れた農産物を購入したり、環境への負荷が少ない製品を購入したり、二酸化炭素を吸収する植物を植えたりするなど、地球環境への負担が少ない生活や事業活動を推進します。



地域における打ち水風景

主な取組

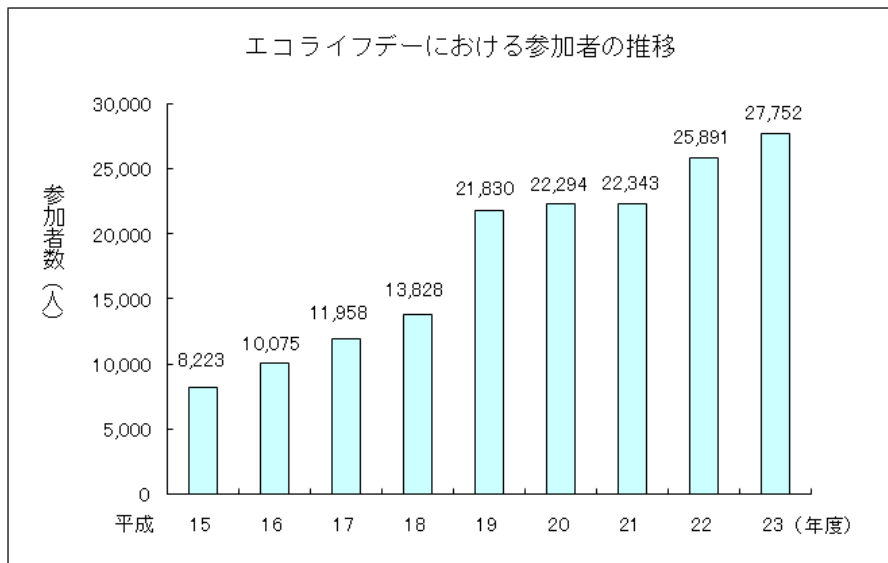
市民	<ul style="list-style-type: none">◇地元で採れた農産物を優先的に購入する。◇商品を購入する際は、その必要性をよく考えた上で、詰替商品や再生商品などの環境への負荷が小さいものを優先的に選択する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◇環境負荷が少ない製品・サービスを提供する。◇建設工事を行うときは、再生砕石などの再生材を積極的に利用する。
市	<ul style="list-style-type: none">◇公共施設における緑のカーテン運動を更に推進し、建物の屋上や壁面で植物を育てるとともに、写真展などの取組を通じて緑のカーテンの設置による効果などを積極的にPRする。◇市民一人一人が節電を始めとした省エネルギー・省資源活動に取り組めるよう、市域の温室効果ガスの排出実態を把握した上で、エコライフデーなどの取組を通じて、正しい情報を提供する。◇地元の農産物を販売する場を設けるなど地産地消を進める。

【本市がこれまでに実施した取組】

新座市エコライフデー

エコライフの更なる推進を呼び掛けるために、毎年12月の第1日曜日をエコライフデーとし、各家庭におけるエコライフの推進状況をチェックできる「新座市エコライフデーチェックシート」を広報紙12月号の同送品として配布している。

このチェックシートの作成及び集計作業は、新座市環境保全協力員の会（エコライフ部会）と本市との協働で行っている。



2011年12月4日(日) 新座市エコライフデー

限りあるエネルギー！ 『エコCity新座』を 実現しましょう

新座市のエコライフデーも今年は9回目の実施となります。参加者は年々増え、昨年は25,891人でした。今年も3月自主採算、拡大型エコライフの取組について、民間に考え取り組んできました。今夏、各家庭で節電に取り組む、大幅に省電率向上の取組をすすめることができました。みなさんで取り組んでエコライフを実現しました。これからも、このエコライフを継続していきたいと思っております。エコCity新座の実現を目指し、最新のチェックシートに記入をお願いします。



がんばるソウ!!!

提出締め切りは12月22日(木)

《チェックシートの提出にご協力ください》

提出方法は、下記の方法があります。ご都合に合わせて選んでください。

- 町内会経由で提出できます。
- 市内のコンビニエンスストア、郵便局のゆうちょポスト等に提出してください。
- 郵便・ファックス・郵券・ホームページでも提出できます。
*宛先を必ずお間違いください。
- 市内公民館・コミュニティセンターに設置した回収ボックスに投函することもできます。

*宛先・先・問い合わせ
新座市市民生活環境部環境対策課
〒352-8623 新座市野井1-1-1 TEL: 048-477-1111(代表) 内線 1342、1343
FAX: 048-477-1128 http://www.city.niniza.lg.jp/

2011年12月エコライフデー・チェックシート 一般用(高校生以上)

資源区分	チェック項目	CO ₂ 削減量	チェック欄				
			男・女	男・女	男・女	男・女	
電気	1 見ていないテレビや必要のない照明はこまめに消している	35g					1
電気	2 節電のため、照明は電球型蛍光灯やLED電球に交換している	107g					2
電気	3 家電製品を買い替えるときは、省エネタイプのものを選んで	184g					3
電気	4 暖房器具の使用時間を短くしたり、エアコンは冬20℃(夏28℃)を目安に設定している(ガスファンヒーター、石油ファンヒーター、エアコンなどをつけていない場合は○をつけてください)	144g					4
電気	5 冷蔵庫は、詰めすぎをしない、開閉時間を短くすることを考慮して使っている	54g					5
電気	6 節電のため、電気ポットや炊飯器は長時間の保温をせず、使用するとき再加熱させている	135g					6
石油	7 レジ袋をもらわないで、いつもマイバッグを使用している	41g					7
石油	8 野菜などの食料品は、旬のもの・地産産物のものを買うようにしている	160g					8
紙	9 シャワーは流しっぱなしにしないで、こまめに止めている	90g					9
紙	10 風呂の残り湯を洗濯などに利用している	27g					10
石油	11 出かけるときは、出来るだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている	504g					11
石油	12 自動車に乗るときは、エコドライブ(急発進・急加速を控える、アイドリング・ストップをするなど)をしている(車に乗っていない場合は○をつけてください)	430g					12
自然	13 今年度は、節制しをさせるために、ゴーヤやヘチマなどで緑のカーテンを作った	88g					13
合計		総削減量 1,993g					

このチェックシートは新座市と新座市環境保全協力員の協働で作成しました。

印刷はだめ、
あがとうございました。

「新座市エコライフデー」チェックシート

緑のカーテン

室内への真夏の強い日差しを遮るために建物の壁面やベランダにネットを張り、つる性の植物を這わせる「緑のカーテン」を設置している。

年度（平成）	設置施設数	延べ設置幅（m）
19	市庁舎	9
20	市庁舎、小中学校17校	100
21	市庁舎、小中学校17校	100
22	市庁舎、小中学校18校	105
23	市庁舎、小中学校18校	161
24	市庁舎、小中学校16校	186

緑のカーテン写真展

緑のカーテンの写真を展示することで、市民や市内事業者に緑のカーテンの効果を知り、設置を呼び掛けている。

年度（平成）	出展者数（人）
22	8
23	14
24	15



緑のカーテン写真展



市庁舎に設置した緑のカーテン

打ち水大作戦

地面にお風呂の残り湯や雨水をまくことで涼を得る打ち水の良さを再認識していただくため、毎年8月の1か月を推進期間として町内会や小中学校における打ち水の実施を呼び掛けるとともに、市主催のイベントを開催している。

年度（平成）	イベント実施団体		
	町内会	小中学校	計
18	6	3	9
19	13	2	15
20	25	9	34
21	15	6	21
22	25	7	32
23	26	10	36
24	25	10	35

エコオフィス活動

「環境にやさしいオフィス」を目指し、市庁舎などの公共施設では、省エネルギー、省資源及びリサイクルを推進するため、電気、燃料及び事務用紙の使用量の削減や廃棄物の発生量の削減等に取り組んでいる。

<主な取組>

- ・ 冷暖房時の室内温度を冷房時は28度、暖房時は18度とする。
- ・ ノーカーデー（車を利用しない日）を設ける。
- ・ エレベーターの利用を控え、できる限り階段を利用する。
- ・ 外出時には、できる限り公共交通機関や公用自転車を利用する。
- ・ 公用車の運行に当たっては、エコドライブやアイドリング・ストップを励行する。
- ・ 裏紙利用や両面印刷を徹底するなど紙類の使用量を抑制する。
- ・ MyボトルやMyはしを利用し、ごみの発生を抑制する。

2 環境にやさしい交通手段の活用

できる限り車の利用を控え、公共交通機関や自転車の利用を推進します。

また、車の購入・利用に当たっては、電気自動車やハイブリッド自動車などの低公害車・低燃費車を優先的に選択するとともに、環境への負荷を低減するエコドライブを実践します。



市内を循環する「にいいバス」

主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇通勤や買い物でのマイカーの使用を控え、できる限り公共交通機関や自転車を利用する。 ◇車を購入するときやレンタカーなどを利用するときは、電気自動車やハイブリッド自動車を積極的に選ぶ。 ◇車を運転するときは、環境への負荷を最小限にとどめるため、タイヤの空気圧を適正に保つとともに、急発進、急ブレーキを控えるなどエコドライブに努める。 ◇複数の利用者で特定の車を共有するカーシェアリングの活用を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇商品などを効率良く配送、運搬をするとともに、できる限り自動車の利用を控える。 ◇車を購入するときは、電気自動車やハイブリッド自動車などの低公害車・低燃費車を積極的に選ぶ。 ◇車を運転するときは、環境への負荷を最小限にとどめるため、アイドリングストップを励行するなどエコドライブに努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◇電気自動車やハイブリッド自動車などの低公害車・低燃費車の導入、エコドライブの推進、ノーカーデー（車を利用しない日）の実施などに率先して取り組む。 ◇徒歩や自転車で移動しやすいまちを目指し、歩道等のバリアフリー化や自転車駐車場の整備を図る。 ◇電車・バスを快適に利用できるまちを目指し、電車・バス事業者に対し輸送力の強化、乗換機能の向上について働き掛けを行うとともに、都市高速鉄道12号線の延伸促進活動を行う。

【本市がこれまでに実施した取組】

電気自動車用の急速充電施設の設置

走行時に温室効果ガスを排出せず、環境にやさしい車として注目されている電気自動車の普及促進を図るため、市役所本庁舎前に電気自動車急速充電施設を設置し、平成24年5月から無料で開放している。



市役所本庁舎前に設置した急速充電施設

低公害車・低燃費車の導入

公用車の買換え時に電気自動車などの低公害車・低燃費車を導入している。

<導入台数（平成24年11月末時点）>

種類	台数
電気自動車	1
ハイブリッド自動車	3
天然ガス自動車	2
軽自動車	73

3 エネルギー対策への取組

高効率給湯器やLED照明などを積極的に利用した省エネルギー型のまちづくりを推進します。

また、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの永続的な利用が可能な再生可能エネルギーの利用を推進します。



大和田小学校に設置した太陽光発電システム

主な取組

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電システムや太陽熱温水器など再生可能エネルギーを利用した設備の導入を進める。 ◇日頃、節電・節水を始めとした省エネルギー・省資源行動を実践する。 ◇環境省が実施するうちエコ診断を受けることなどにより、エネルギーの使用状況を把握し、日常生活におけるエネルギー消費量の削減に努める。 ◇家電製品などを購入する際は、省エネルギー型のものを選択するよう努める。 ◇住宅の新築、増改築に当たっては、断熱、採光、緑化などに配慮し、その省エネルギー・省資源化に努める。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電システムや太陽熱温水器など再生可能エネルギーを利用した設備の導入を進める。 ◇新たな技術開発や社会情勢の変化などに応じ、その他の再生可能エネルギーの研究・開発を進める。 ◇経済産業省が実施する省エネ診断を受けることなどにより、エネルギーの使用状況を把握し、事業活動におけるエネルギー消費量の削減に努める。 ◇施設の改修に当たっては、LED照明や省エネルギー型の空調設備などを選択するよう努める。 ◇事業所や工場の新築、増改築に当たっては、エネルギー効率の高い施設整備に努める。
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電システムや高効率給湯器、LED照明などの設置費に対する補助を行う。 ◇公共施設の新築、増改築に当たっては、2重サッシなどで冷暖房の効率を高めるとともに、LED照明などの省エネルギー型設備を設置する。 ◇公共施設の新築、増改築に当たっては、その施設の特性を踏まえながら、太陽光発電システムを導入する。 ◇新たな技術開発や社会情勢の変化などに応じ、太陽光以外の再生可能エネルギーを利用した設備の導入を進める。

【本市がこれまでに実施した取組】

公共施設への太陽光発電システムの設置

年度（平成）	施設	発電容量（kW）
9	三軒屋公園前自転車駐車場	7.5
14	大和田小学校	20.0
21	けやきの家	3.8
	東野小学校	20.0
	陣屋小学校	20.0
23	栄五丁目集会所	3.2
	石神集会所	3.1
	野火止中集会所	2.9
	野火止放課後児童保育室	3.0
	公園便所 （新座駅南口第2土地区画整理地内）	0.2
24	市営墓園	5.4
	野火止四丁目集会所	3.0
	ふるさと新座館	3.2
	第一保育園	4.0
	西堀保育園	3.3
	市民会館・中央図書館	11.0
	野寺小学校	5.5
	八石小学校	4.5

※ 発電容量は、小数点以下2位で四捨五入しています。

太陽光発電システムを設置した市民等への補助制度

<制度概要（平成25年3月現在）>

補助対象	補助単価	上限金額
住宅の所有者	3万円/kW	10万円
建売住宅の購入予定者		
賃貸共同住宅の所有者・ 分譲共同住宅の管理組合等		
事業者		20万円

<実績>

年度（平成）	補助件数	合計容量（kW）	補助金額（万円）
14	22	68	639
15	29	93	898
16	39	124	1,165
平成17年度から平成20年度までの間は補助事業を休止			
21	90	280	428
22	165	526	798
23	174	605	842
合計	519	1,696	4,771

※ 千円以下を四捨五入をしているため、補助金額の合計は一致しません。

公共施設へのLED照明の設置

年度（平成）	施設	設置箇所数
22	道路照明灯（野火止五丁目）	1
23	道路照明灯（野火止五丁目）	1
	道路照明灯（東二丁目）	10
	西堀保育園	38
	公園（新座駅南口第2土地区画整理地内）	5
	街路灯（野火止用水本流付近）	23
	街路灯（野火止用水支流付近）	16
	栄五丁目集会所	18
	石神集会所	20
	野火止中集会所	9
	野寺親水公園	3
24	新座駅高架下公衆トイレ	7
	道路照明灯（野寺二丁目）	1
	市営墓園	34
	ふるさと新座館	182
	第一保育園	27
	野火止ふるさと広場	2
	生涯学習センター	19
	市民会館・中央図書館	563
	中央公民館	43
	東野小学校	2
新座小学校	2	

省エネルギー設備を設置した市民への補助制度

< 制度概要（平成25年3月現在） >

補助対象設備	補助金額
高効率給湯器	エコジョーズ、エコフィール 1万円
	エコキュート 2万円
	エコウィル 2万円
	エネファーム 2万円
雨水貯留槽	設置に要した額の2分の1 (上限1万円)
LED照明	5,000円 (5万円以上購入した場合)

< 実績 >

・高効率給湯器

年度（平成）	補助件数	補助金額（万円）
22	201	349
23	125	223
合計	326	572

・雨水貯留槽

年度（平成）	補助件数	補助金額（万円）
22	10	8
23	12	10
合計	22	18

・LED照明

平成24年度に補助制度を開始

4 ごみの発生抑制・再使用・再資源化

循環型社会の構築に向けて、大量にごみを発生させるライフスタイルや事業内容を見直し、リサイクル品などの地球にやさしい製品を積極的に使用します。



エコ・ショッピング会場の様子

主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ごみの分別及び生ごみの水切りを徹底する。 ◇My ボトル、My はし、エコバッグ等を利用し、使い捨て製品の利用を控える。 ◇環境にやさしい取組を実践しているお店を優先して利用するなど、環境に配慮している人や事業所を応援する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇廃棄物の発生が少ない製品・サービスを提供する。 ◇備品や事務用品等に故障や不具合が生じた場合は、修理するなど再使用に努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◇使い捨てをしない、ごみの分別を徹底するなど地球にやさしい消費活動について、情報を提供する。 ◇物品の購入時や公共事業の実施時は、環境への負荷ができる限り小さいものを選ぶ。 ◇新たな技術開発や社会情勢の変化などに応じ、ごみの分別と資源化の方法を検討する。 ◇再利用可能な品物の受渡しをあっせんする。

【本市がこれまでに実施した取組】

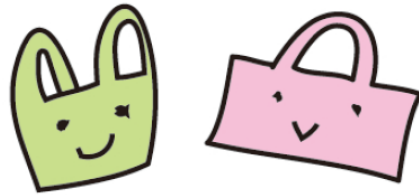
リサイクルマーケット

各家庭にある使用可能な品物をリサイクルするイベントを開催している。

また、市内小中学生を対象とした「ごみ減量啓発ポスター」及び「ごみ発生抑制標語」の優秀賞の表彰と入選作品の展示を行っている。

エコ・ショッピング

リサイクルマーケット来場者にマイバッグの使用を呼び掛け、買物用ビニール袋を利用しなかった場合に配られるポイントシールを貯めた来場者に景品を進呈するイベントを開催している。



「My ボトル運動」 & 「My はし運動」

職場や学校、外出先において自分の水筒や箸を利用することによって、使い捨ての割り箸や紙コップなどの使用量を削減することを呼び掛けている。



5 重点的な取組

本章の1から4までに掲げた主な取組のうち、次のものを温室効果ガス排出量の削減に向けた市民、事業者及び市が特に推進すべき重点的な取組とします。

市民

環境省が実施するうちエコ診断を受けることなどにより、エネルギーの使用状況を把握し、日常生活におけるエネルギー消費量の削減に努める。

事業者

経済産業省が実施する省エネ診断を受けることなどにより、エネルギーの使用状況を把握し、事業活動におけるエネルギー消費量の削減に努める。

市

公共施設の新築、増改築に当たって、太陽光発電システムなどの新エネルギー利用型設備やLED照明などの省エネルギー型設備を導入するとともに、住宅などにこうした設備を設置する費用に対する補助を行う。

參考資料

1 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の算定方法

部門・区分		算定方法
産業部門	農林業	全国農林業エネルギー消費量 [1]×農業産出額全国比 [2]×排出係数、2009 年度産出額データは無いため 2006 年値を基に県増減率で外挿
	鉱業	全国鉱業エネルギー消費量 [1]×鉱業従事者全国比 [3]×排出係数
	建設業	全国建設業エネルギー消費量 [1]×建築着工床面積全国比 [4]×排出係数
	製造業	県産業中分類別排出量×工業統計出荷額全県比 [5]
民生部門	家庭系	(灯油・LPG) 1 世帯当たり灯油・LPG 使用量 [6]×世帯数 [7]×排出係数 (都市ガス) 2009 年度：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量 [8]×排出係数、過年度は 2009 年比で按分 (電力) 2009 年度：電灯使用量 [9]×排出係数、過年度は県使用量を世帯数で按分
	業務系	(都市ガス) 2009 年度：都市ガス供給地域内業務系従業者当たり商業用都市ガス販売量 [8]×業務系従業者数 [3]×排出係数、過年度は 2009 年比で按分 (電力) 電力(業務)使用量 [9](業務系従業者数で按分)×排出係数 (都市ガス・電力以外) 全国業務系エネルギー使用量 [1]×業務系従業者全国比 [3]×排出係数
運輸部門	自動車	県車種別エネルギー消費量 [10]×市町村車種別保有台数全県比 [4]×排出係数
	鉄道	県鉄道会社別電力・軽油使用量 [11]×駅別乗車人員数全県比 [4]×排出係数→駅所在地の市町村で集計
工業プロセス	セメント	セメント(クリンカ)生産量 [12]×排出係数
	生石灰	生石灰生産量 [9]×排出係数
	ソーダ石灰ガラス	ソーダ石灰ガラス製造に係る石灰石使用量 [9]×排出係数、2000 年度以前は全国値を 2003 年度(石灰石使用量データ有り)の比で按分
廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物焼却量 [13](水分補正済)×廃プラ率 [13]×排出係数、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	産業廃棄物	2009 年度：県産業廃棄物管理表(マニフェスト)産業大分類別産業廃棄物(廃プラ、廃油)排出量 [9]×市町村産業大分類別従業者数全県比×排出係数、過年度は県排出量を市町村産業大分類別従業者数全県比で按分

(2) メタン (CH₄) 排出量の算定方法

部門・区分		算定方法
燃焼	農林業	全国農林業エネルギー消費量 [1]×農業産出額全国比 [2]×排出係数、2009年度は農業産出額データが無いため2006年値により算出
	家庭	(灯油・LPG) 1世帯当たり灯油・LPG使用量 [6]×世帯数 [7]×排出係数(都市ガス) 2009年度：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量 [8]×排出係数、過年度は2009年比で按分
	自動車	県車種別エネルギー消費量 [10]×市町村車種別保有台数全県比 [4]÷車種別燃費 [10]×排出係数
	鉱業・建設業・製造業・業務	2009年度：ばい煙発生施設別炉種別エネルギー消費量 [14]×炉種別排出係数、過年度は県の排出量増減率で外挿
廃棄物	一般廃棄物焼却	炉種別一般廃棄物焼却量 [13]×炉種別排出係数、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	下水処理	(浄化槽) 浄化槽人口 [13]×排出係数 (し尿処理) し尿処理量 [13]×排出係数
農業	家畜消化管内発酵	家畜種別飼養頭羽数 [9]×排出係数
	家畜ふん尿処理	家畜種別飼養頭羽数 [9]×排出係数
	稲作	水田面積 [15]×排出係数

(3) 一酸化二窒素 (N₂O) 排出量の算定方法

部門・区分		算定方法
燃焼	農林業	全国農林業エネルギー消費量 [1]×農業産出額全国比 [2]×排出係数、2009年度は農業産出額データが無いため2006年値により算出
	家庭	(灯油・LPG) 1世帯当たり灯油・LPG使用量×世帯数×排出係数 (都市ガス) 2009年度：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量 [8]×排出係数、過年度は2009年比で按分
	自動車	県車種別エネルギー消費量 [10]×市町村車種別保有台数全県比 [4]÷車種別燃費 [10]×排出係数
	鉱業・建設業・製造業・業務	2009年度：ばい煙発生施設別炉種別エネルギー消費量 [14]×炉種別排出係数、過年度は県の排出量増減率で外挿
廃棄物	一般廃棄物	炉種別一般廃棄物焼却量 [13]×炉種別排出係数、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	産業廃棄物	2009年度：県産業廃棄物管理表(マニフェスト)産業大分類別産業廃棄物(廃プラ、廃油)排出量 [9]×市町村産業大分類別従業者数全県比×排出係数、過年度は県排出量を市町村産業大分類別従業者数全県比で按分
	下水処理	(浄化槽) 浄化槽人口 [13]×排出係数 (し尿処理) し尿処理量 [13]×排出係数
農業	家畜ふん尿処理	家畜種別飼養頭羽数 [9]×排出係数
	窒素肥料の使用	県窒素系肥料出荷量 [16]×水田面積全県比 [15]×排出係数
医療	笑気ガスの使用	全国笑気ガス使用に係る排出量 [17]×病床数全国比 [18]

(4) ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）排出量の算定方法

部門・区分		算定方法
HFC	冷凍空調機器(冷蔵庫、エアコン)	県排出量×世帯数全県比
	冷凍空調機器(業務用低温機器)	県排出量×卸売・小売・飲食店の従業者数全県比
	冷凍空調機器(カーエアコン)	県排出量×自動車保有台数の全県比
	発泡プラスチックの製造・使用・廃棄時	県排出量×世帯数の全県比
	噴霧器・消火器の使用・廃棄時	県排出量×世帯数の全県比
	半導体製造時	県排出量×製造品出荷額全県比
PFC	半導体製造時	県排出量×製造品出荷額全県比
	電子部品等洗浄	県排出量×製造品出荷額全県比
	金属 casting 時等に 伴う排出	県排出量×製造品出荷額全県比
SF ₆	絶縁体としての 使用	県排出量×使用電力量全県比
	半導体製造時	県排出量×製造品出荷額全県比
	金属 casting 時等に 伴う排出	県排出量×製造品出荷額全県比

2 温室効果ガス排出量の算定結果

(1) 新座市

表 3-76 ガス種別温室効果ガス排出量 (千 t-CO₂)

年度	1990	2000	2005	2009
二酸化炭素	712.4	752.2	807.2	643.2
メタン	1.4	0.6	0.5	0.4
一酸化二窒素	9.0	8.3	6.9	6.8
HFC	-	6.8	9.4	15.1
PFC	-	9.3	7.1	2.0
SF6	-	7.0	4.6	1.2
合計	722.8	784.2	835.8	668.7

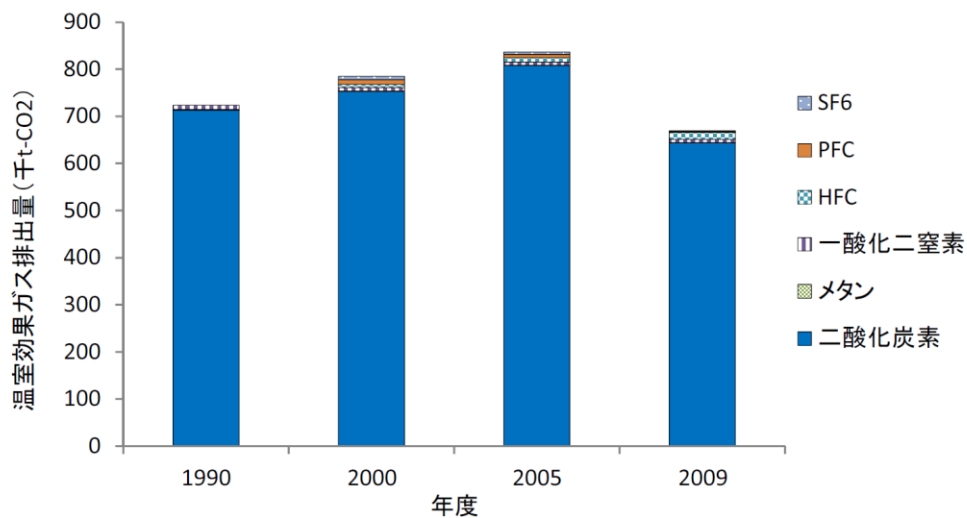


図 3-76 ガス種別温室効果ガス排出量

表 3-77 部門別二酸化炭素排出量 (千 t-CO₂)

部門	1990	2000	2005	2009
産業部門	316.7	248.5	293.8	150.4
農林業	1.4	1.4	1.5	1.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	13.6	14.2	14.5	17.4
製造業	301.7	232.9	277.7	132.0
民生部門	203.9	255.6	295.0	282.2
家庭系	123.5	148.9	168.2	174.7
業務系	80.4	106.7	126.8	107.4
運輸部門	168.8	230.8	203.2	195.2
自動車	164.6	226.4	197.7	189.4
鉄道	4.2	4.4	5.4	5.8
廃棄物部門	23.1	17.3	15.3	15.4
一般廃棄物	9.6	9.6	11.0	9.7
産業廃棄物	13.5	7.7	4.3	5.8
工業プロセス	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	712.4	752.2	807.2	643.2

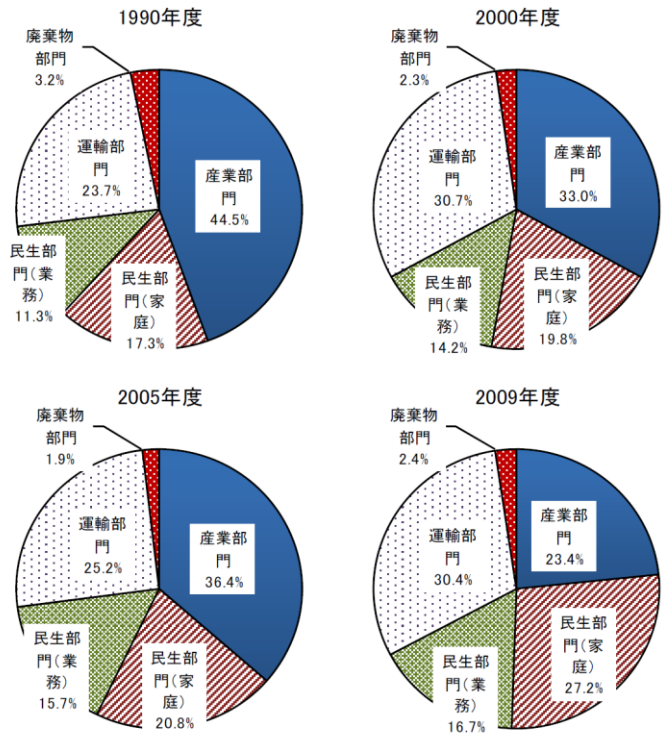


図 3-77 部門別二酸化炭素排出量の構成

表 3-78 人口（一人）当たり二酸化炭素排出量（t-CO₂）

年度	1990	2000	2005	2009
新座市の一人当たりCO ₂ 排出量(t)	5.13	5.03	5.27	4.05
埼玉県の1人当たりCO ₂ 排出量(t)	6.16	5.94	5.89	5.19
全国の1人当たりCO ₂ 排出量(t)	9.26	9.86	10.04	8.94

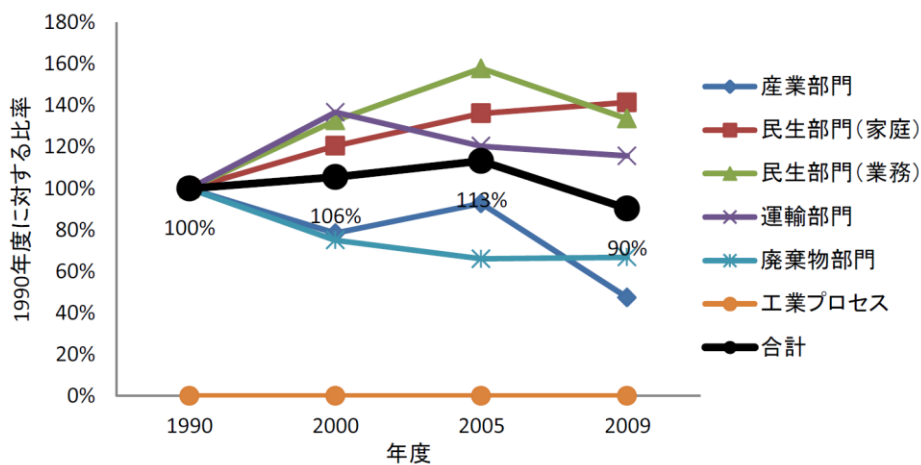


図 3-78 部門別二酸化炭素排出量の1990年度対比の経年変化（%表示は合計）

(2) 埼玉県

表 3-190 ガス種別温室効果ガス排出量（千 t-CO₂）

年度	1990	2000	2005	2009
二酸化炭素	39000.4	41190.5	41657.8	37088.9
メタン	379.6	321.6	285.2	264.1
一酸化二窒素	606.7	568.2	487.3	466.3
HFC	-	325.2	465.9	770.2
PFC	-	363.5	266.7	121.6
SF6	-	311.2	185.2	67.1
合計	39986.6	43080.1	43348.2	38778.2

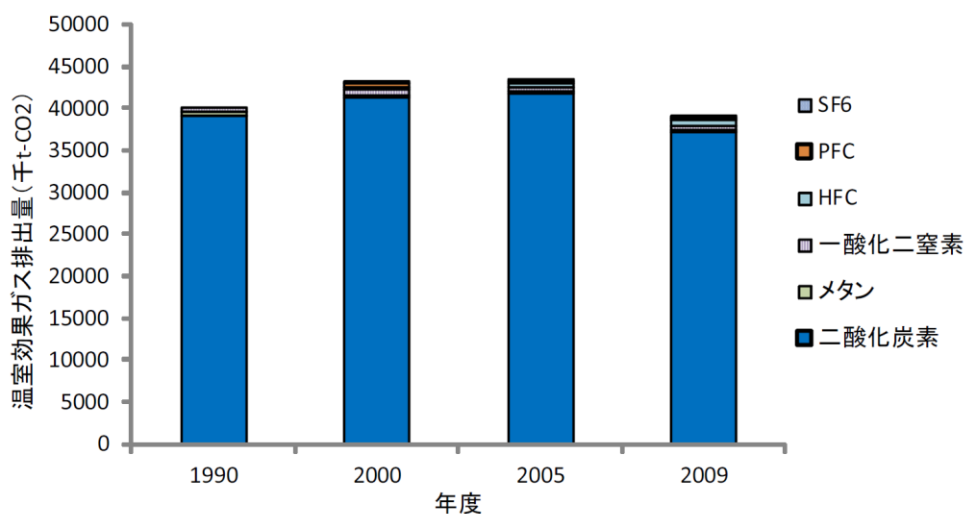


図 3-190 ガス種別温室効果ガス排出量

表 3-191 部門別二酸化炭素排出量（千 t-CO₂）

部門	1990	2000	2005	2009
産業部門	14415.5	12523.1	13412.0	10519.3
農林業	164.2	198.8	175.3	122.2
鉱業	24.4	21.9	17.7	20.2
建設業	738.9	718.7	696.8	631.0
製造業	13488.0	11583.8	12522.3	9745.9
民生部門	9889.0	12436.7	13741.6	13420.8
家庭系	5469.7	6586.0	7468.9	7948.1
業務系	4419.3	5850.7	6272.7	5472.7
運輸部門	8899.3	11911.5	10489.6	10089.1
自動車	8662.1	11665.8	10211.1	9806.2
鉄道	237.2	245.7	278.5	282.9
廃棄物部門	1163.9	946.3	871.4	793.5
一般廃棄物	471.4	550.1	634.3	613.7
産業廃棄物	692.5	396.2	237.1	179.8
工業プロセス	4632.7	3373.0	3143.3	2266.2
合計	39000.4	41190.5	41657.8	37088.9

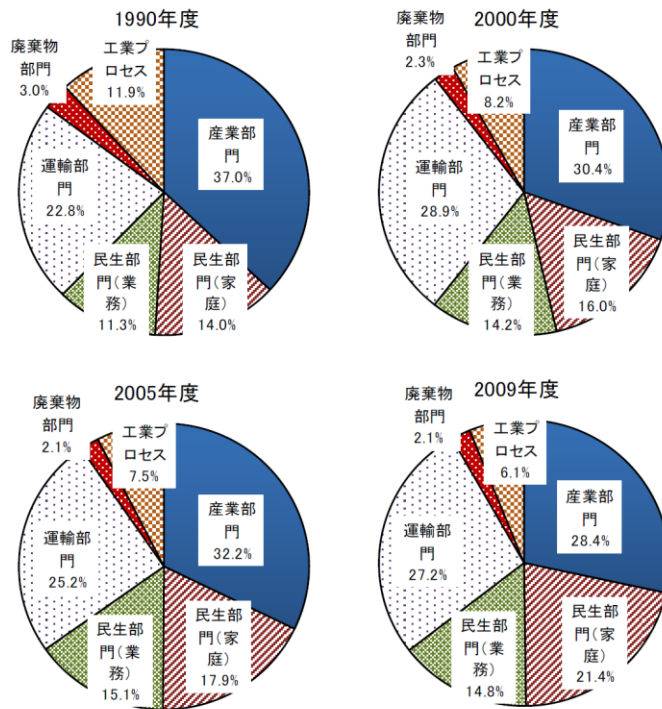


図 3-191 部門別二酸化炭素排出量の構成

表 3-192 人口（一人）当たり二酸化炭素排出量（t-CO₂）

年度	1990	2000	2005	2009
埼玉県の1人当たりCO ₂ 排出量(t)	6.16	5.94	5.89	5.19
全国の1人当たりCO ₂ 排出量(t)	9.26	9.86	10.04	8.94

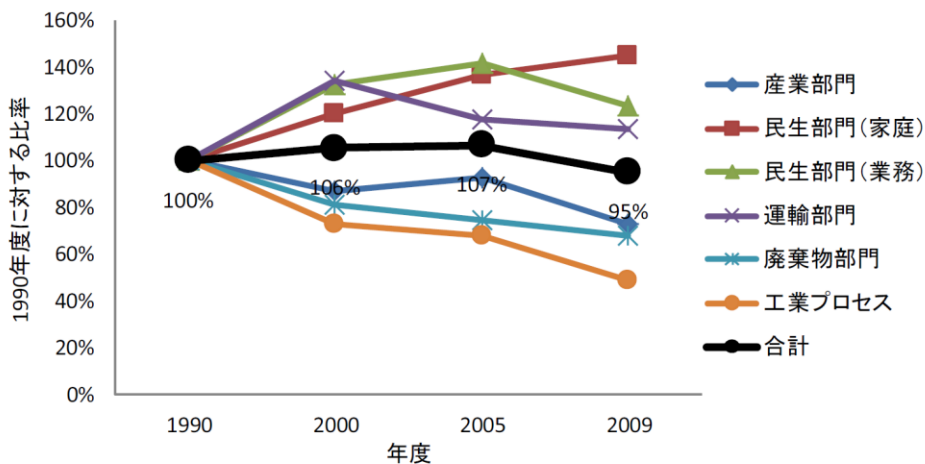


図 3-192 部門別二酸化炭素排出量の1990年度対比の経年変化(%表示は合計)

3 埼玉県が温室効果ガス排出量の算定に使用した文献

48ページから50ページまでの〔 〕内の数字は、次に掲げる文献を参考としていることを示します。

- [1] 総合エネルギー統計（経済産業省）
- [2] 生産農業所得統計（農林水産省）
- [3] 事業所企業統計調査・経済センサス基礎調査（総務省）
- [4] 埼玉県統計年鑑（埼玉県統計課）
- [5] 工業統計調査調査結果（埼玉県統計課）
- [6] 家計調査年報（家計収支編）（総務省）
- [7] 埼玉県推計人口・世帯数（埼玉県統計課）
- [8] ガス事業年報（資源エネルギー庁）
- [9] 埼玉県温暖化対策課調査
- [10] 自動車輸送統計調査（国土交通省）
- [11] 鉄道統計年報（国土交通省）
- [12] セメント年鑑（株式会社セメント新聞社）
- [13] 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
- [14] 埼玉県大気環境課調査
- [15] 作物統計（農林水産省）
- [16] ポケット肥料要覧（農林水産省消費・安全局農産安全管理課）
- [17] 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（N I R）（国立環境研究所 地球環境研究センター）
- [18] 医療施設調査（埼玉県医療政策課）

※ 参考資料は、埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター、平成24年7月）から引用したものです。